

交通遺児等生活資金貸付

1 貸付対象者

自動車事故により保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象となります。

2 貸付金額（無利子）

- 一時金（貸付時）…15万5千円
 - 貸付期間中、毎月…1万円又は2万円（選択制）
- ※このほか、小学校、中学校に入学されるお子様を対象に**入学支度金（4万4千円）**の貸付を行っています。（希望される方のみ対象となります。）

3 返還

原則として20年以内の月々均等払い。
（進学・病気等による猶予制度等あり。）

※返済いただいた返還金は、**他の交通遺児等へ貸し付けをするための貴重な原資**となります。

詳しくは、こちらをご覧ください。

（交通遺児等生活資金の無利子貸付と友の会HP）



『友の会』

自動車事故により保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば、入会することができます。

また、**会費等は一切不要**です。

活動内容

交通遺児等の家族同士の交流を深めるため、もの作り体験、観劇等のレクリエーション活動を行っています。

- 絵画、書道や写真の**コンテスト**を**毎年度開催**し、優秀作品には**賞状と副賞**を贈呈しております。



友の会の様子



コンテスト表彰式

ナスバ交通事故被害者ホットライン

事故後の対応全般、保険の手続き、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる相談窓口をご案内しています。詳しくはこちらをご覧ください。



ナスバ交通事故被害者ホットライン

0570-000738

受付時間10:00～12:00 13:00～16:00
（土・日・祝日・年末年始を除く）



「0570」はナビダイヤルの番号です。（固定電話からは通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。）
一部のIP電話からの場合は、**03-6853-8002**（通話料金は通常の通話と同じ）にお電話いただけます。

ホットラインの主な業務内容

○相談窓口のご案内

事故後の対応全般、保険の手続き、医療、過失割合、示談等について無料で相談できる相談窓口をご案内しています。

●よくあるお問い合わせとご紹介先（例）

お困りごとの内容に応じて無料でご相談いただける窓口をご案内いたします。

交通事故後の対応について相談にのってくれるところ？

最寄りの交通事故相談所（各自治体に設置の法律相談窓口）、（公財）日弁連交通事故相談センター、相談支援実施団体などをご案内しています。

保険が適正に処理されているか不安なだけど…。

（一社）損害保険協会そんぽADRセンターなどをご案内しています。

今受けている治療は妥当なの？

最寄りの医療安全支援センターなどをご案内しています。

立ち直れない、精神的なサポートを受けたいだけど…。

相談支援実施団体などをご案内しています。

相談支援実施団体のご案内

自動車事故に起因する悩み事の精神的負担の軽減を図るため、**同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けする窓口**を設置いたしました。詳しくはこちらをご覧ください。



この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

2023年10月版

— 自動車事故の被害に遭われた方へ —



被害者援護制度のご案内

ナスバの自動車事故被害者援護制度をご存じですか？

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）と国土交通省は、自賠責保険料をもとに、自動車事故にまつわるさまざまな取り組みを行っています。



遷延性意識障害の方のための療護施設の設置・運営

重度の後遺障害をおわれた方への介護料の支給

交通遺児等の方への無利子の生活資金の貸付

を通じて自動車事故被害者とそのご家族を支えています。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）
National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

ナスバ

検索



ナスバマスコットキャラクター
[ナスバちゃん]

東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階
電話 03-5608-7560(代表) FAX 03-5608-8610

遷延性意識障害者の方のための療護施設



ナスバでは、自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害を負った方（遷延性意識障害者）を対象に、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国12カ所に設置・運営しています。

療護施設における入院期間は概ね3年以内となり、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。

療護施設では、CTやMRI等の高度先進医療機器を用いた検査結果等を元に、個々の患者に合った効果的な治療と看護の方針を策定し、対応しています。

また、入院患者のわずかな意識の回復の兆しをとらえられることができるよう、ワンフロア病棟システム（又はモニタリングシステム）を導入するとともに、同じ看護師が一人の患者を主担当として継続して受け持つプライマリーナーシング方式の看護体制も導入しています。その上で、日常生活を通じた多くの自然刺激を与え、細やかな配慮のもとに治療と看護を行っています。



入院申込み等ご相談は、各療護センター・病院へお問い合わせ下さい。

◀詳しくは、こちらをご覧ください。

介護料等の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供しご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

1 支給対象者

特Ⅰ種（最重度）

Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方

Ⅰ種（常時要介護）

自動車損害賠償保障法施行令（以下、「自賠法施行令」といいます。）別表第一第1級1号又は2号に認定されている方など*

Ⅱ種（随時要介護）

自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号に認定されている方など*

*同等の傷害を受けた方が対象となる場合があります（詳しくはHPをご覧ください）

2 支給額（月額）

認定された種別毎に

特Ⅰ種 85,310円～211,530円

Ⅰ種 72,990円～166,950円

Ⅱ種 36,500円～83,480円

[対象となる費用]

- ①訪問看護等在宅介護サービス
- ②介護用品の購入等（修理を含む。）
- ③消耗品の購入



訪問支援



交流会

3 支給の制限

①次のような場合は支給できません。

- ・ナスバ療護施設に入院したとき。
 - ・他法令に基づく施設に入所又は介護料相当の給付を受けたとき等。
- その他、支給できない条件がありますのでお問い合わせください。

②所得制限

- ・主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えたときは支給できません。

4 短期入院・入所費用の助成

受給資格の認定を受けた方が、治療等を受けるため病院・施設に短期間の入院・入所をした場合に介護料とは別に支給します。

年間45万円以内（年間45日以内）の範囲内で支給します。

[対象となる費用]

- ①入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- ②室料差額及び食事負担金として自己負担した額（1日1万円を上限）
- 治療費の自己負担分は対象外です。
- ③短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額

5 訪問支援、交流会

介護料受給者等の精神的支援のため、直接介護料受給者等を訪問して、介護に関する相談や情報提供を実施しています。

また、同じ境遇にある各ご家庭の介護者等皆様が介護におけるお悩みを共有し、互いに情報交換していただけるよう、交流会を実施しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。
(介護料の支給と訪問支援HP)



**ナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）が提供する
自動車事故被害者及びご家族への支援について**

ナスバでは、自動車事故被害者とそのご家族への経済的及び精神的な支援を行っています。より詳細については、次のURLをご覧ください。<http://www.nasva.go.jp/sasaeru>
または、[ナスバ 被害者援護](#)で検索。

経 済 的 支 援

【介護料の支給】対象：日常動作について常時又は随時の介護が必要な方

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方は、ナスバから介護料の支給を受けることができます。

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で月額をもって支給されます。介護に要した費用として自己負担した額が下限額に満たない場合には、下限額が支給されます。なお、介護保険及び労災保険などの介護料と同様の給付との併給はできません。

		金 額
最重度	特Ⅰ種	85,310円（下限額）～211,530円（上限額）
常時要介護	Ⅰ種	72,990円（下限額）～166,950円（上限額）
随時要介護	Ⅱ種	36,500円（下限額）～ 83,480円（上限額）

【療護施設（療護センター及びナスバ委託病床）】対象：遷延性意識障害者

自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害（遷延性意識障害^{*1}）を負った方のための専門病院です。最大概ね3年の入院期間中、一人ひとりに合わせた治療と看護並びにリハビリテーションを行っており、これまで入院された方のうち約27%の方が、運動・認知機能等が顕著に回復し、遷延性意識障害から「脱却^{*2}」されました。

基本的には慢性期の患者さまを対象としていますが、事故後の経過期間に関する入院の制約はありません。また、自賠責保険（共済）の後遺障害認定前に療護施設へ入院することもできます。

自動車事故被害者の現住所地の地域によらず、全国どこからでも、いずれの療護施設にも申込みができます。

現在、空床がある療護施設もあり、また、仮に満床であっても、しばらくお待ちいただくことで入院できる可能性が高い状況です。

療護センター	東北療護センター	宮城県仙台市太白区長町南 4-20-6 (022)247-1171	50床
	千葉療護センター	千葉県千葉市美浜区磯辺 3-30-1 (043)277-0061	80床
	中部療護センター	岐阜県美濃加茂市古井町下古井 630 (0574)24-2233	50床
	岡山療護センター	岡山県岡山市北区西古松 2-8-35 (086)244-7041	50床
ナスバ委託病床※3	社会医療法人医仁会 中村記念病院	北海道札幌市中央区南 1 条西 14 丁目 (011)231-8555	12床
	療法人社団康心会 湘南東部総合病院	神奈川県茅ヶ崎市西久保 500 番地 (0467)83-9111	12床
	医療法人三星会 茨城リハビリテーション病院	茨城県守谷市同地字仲山 360 (0297)48-6157	5床
	医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	石川県野々市市郷町 262-2 (076)246-5600	5床
	学校法人藤田学園 藤田医科大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98 (0562)-93-2111	10床
	泉大津市立病院	大阪府泉大津市下条町 16-1 (0725)32-5622	16床
	一般財団法人永頼会 松山市民病院	愛媛県松山市大手町 2-6-5 (089)913-0081	5床
	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	福岡県久留米市津福本町 422 (0942)35-3322	20床

※1 遷延性意識障害とは、自力移動・摂食、意思疎通及び意味のある発語が不可能など、最重度の後遺障害です。

※2 脱却とは、一定の意思疎通、運動機能が改善された状態のことです。療護施設では、遷延性意識障害の重症度を評価する基準である「ナスバスコア」を用いて患者さまの状態を評価し、そのスコアが20点以下の状態まで改善した場合に脱却と判断します。なお、「ナスバスコア」では、60点～0点で評価され、点数が高いほど重症となります。

※3 ナスバ委託病床とは、療護センターに準じた治療・看護を行う病床を、一般病院に委託しているものです。

【生活資金の貸付け：交通遺児等貸付制度】対象：死亡・重度後遺障害、中学生まで

自動車事故によって保護者が死亡又は重度の後遺障害が残ることとなったご家族(生活困窮家庭)の中学校卒業までのお子様は、ナスバから生活資金の無利子貸付を受けることができます。貸付金額は、お子様一人につき最初に一時金として 155,000 円、決定月以後月額 10,000 又は 20,000 円(選択制)となっています。また、小学校と中学校入学時には、希望により入学支度金としてそれぞれ 44,000 円の貸付けを受けることができます。

精神的支援

【介護相談】対象：介護料受給者

介護料受給者やご家族からの在宅介護等に関する相談に応じるため、ナスバの各主管支所に「在宅介護相談窓口」を開設し、相談に対応しています。「在宅介護相談窓口」には、看護師や介護福祉士やホームヘルパーなどの専門的な知識を有する相談員を配置しています。

【訪問支援】対象：介護料受給者

ナスバの職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅を訪問し、ご本人やご家族から相談・要望を受けるほか、介護に関する有用な情報を提供するなど、被害者やご家族に対する精神的な支援を行っています。

【重度後遺障害者・介護者家族の交流会】対象：介護料受給者

ナスバの介護料受給者及び介護者ご家族の交流の場を設け、悩みについての意見交換による孤独感の軽減、相互の情報交換等の支援をしています。また、関係機関の協力を得て、講習会、勉強会等を同時に開催して、介護技術等の情報提供を行っています。

【交通遺児等友の会】対象：交通遺児等貸付対象者、交通遺児育成基金加入者

交通遺児とご家族を会員として（会費無料）、会員相互の連帯感を高め、交通遺児の健全な育成を図るための「交通遺児等友の会」が設置されています。現在、490世帯1,656名の会員が活動を行っています。

○会報「友の会だより」（四季報）の発行

全国から届けられる会員の近況報告や友の会の集いの様子などが掲載され、子供たちや家族の交流の場が提供されています。

○絵画・書道等のコンテストの開催

作品の創造を通して子供たちの感性を豊かにし、作品が完成したときの達成感を味わうことにより子供たちの「やる気」を促す機会が設けられています。

○自然とのふれあいや体験学習等友の会の集い・交流会の実施

自然とのふれあいや体験学習（陶芸・そば打ちなど）など地域ごとに工夫を凝らした集いが開催され、ご家族と子供たちの楽しい思い出づくりの機会が設けられています。

ナスバ所在地一覧： ご用命はお近くのナスバまでお問い合わせください。

	住 所	電 話
札幌主管支所	札幌市中央区北2条東 12-98-42 北2条新川ビル8階	(011)218-8155
函館支所	函館市美原 1-18-10 函館東京海上日動ビル3階	(0138)88-1007
釧路支所	釧路市黒金町 7-4-1 太平洋興発ビル2階	(0154)32-7021
旭川支所	旭川市流通団地2条 4-32-1 旭川地区トラック研修センター2階	(0166)40-0111
仙台主管支所	仙台市若林区卸町 5-8-3 宮城県トラック会館2階	(022)204-9902
福島支所	福島市栄町 7-33 福島トヨタビル	(024)522-6626
岩手支所	盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106ビル	(019)652-5101
青森支所	青森市大字浜田字豊田 139-21 青森県交通会館	(017)739-0551
山形支所	山形市十日町 2-4-19 ハーモニー山形ビル2階	(023)609-0500
秋田支所	秋田市八橋大畑 2-12-53 秋田県自動車会館	(018)863-5875
新潟主管支所	新潟市中央区新光町 6-4 新潟県トラック総合会館2階	(025)283-1141
長野支所	長野市南長池 710-3 長野県トラック会館2階	(026)480-0521
石川支所	金沢市直江東 1-2 石川県自動車会館2階	(076)239-3207
富山支所	富山市婦中町島本郷 1-5 富山県トラック会館1階	(076)421-1631
東京主管支所	墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階	(03)3621-9941
神奈川支所	横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館	(045)471-7401
千葉支所	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビズ 新加 テナリア ウェスト 25 階	(043)350-1730
埼玉支所	さいたま市浦和区仲町 3-12-6J・S-1 ビル6階	(048)824-1945
茨城支所	水戸市泉町 3-1-28 第2中央ビル	(029)226-0591
群馬支所	高崎市問屋町 4-5-4 高崎トラック会館	(027)365-2770
栃木支所	宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	(028)651-2701
山梨支所	笛吹市石和町唐柏 1000-7 山梨県自動車総合会館	(055)262-1088
名古屋主管支所	名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋 AT ビル8階	(052)218-3017
静岡支所	静岡市葵区日出町 1-2 TOKAI 日出町ビル1階	(054)687-3421
岐阜支所	岐阜市金町 4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階	(058)263-5128
三重支所	四日市市諏訪町 4-5 四日市諏訪町ビル8階	(059)350-5188
福井支所	福井市大手 3-2-1 福井ビル6階	(0776)22-6006
大阪主管支所	大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 FN ビル 10 階	(06)6942-2804
京都支所	京都市伏見区竹田向代町 51-5 京都自動車会館 4 階	(075)694-5878
兵庫支所	神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 11 階	(078)271-7601
滋賀支所	守山市木浜町 2298-4 滋賀県トラック総合会館2階	(077)585-8290
奈良支所	奈良市三条本町 9-21 JR 奈良伝宝ビル6階	(0742)32-5671
和歌山支所	和歌山市八番丁 11 日本生命和歌山八番丁ビル7階	(073)431-7337
広島主管支所	広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル1階	(082)297-2255
鳥取支所	鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル	(0857)24-0802
島根支所	松江市御手船場町 553-6 松江駅前エスタビル3階	(0852)25-4880
岡山支所	岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館	(086)232-7053
山口支所	山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル吉敷	(083)924-5419
高松主管支所	高松市福岡町 3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル	(087)851-6963
徳島支所	徳島市北田宮 2-14-50 徳島県トラック会館	(088)631-7799
愛媛支所	松山市井門町 1081-1 愛媛県トラック総合サービスセンター1階	(089)960-0102
高知支所	高知市南の丸町 5-17 高知県トラック会館	(088)831-1817
福岡主管支所	福岡市博多区博多駅前 2-1-5 博多サンシティビル4階	(092)451-7751
佐賀支所	佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビルディング4階	(095)229-9023
長崎支所	長崎市万才町 7-1 TBM 長崎ビル 11 階	(095)821-8853
熊本支所	熊本市中央区花畑町 4-7 朝日新聞第一生命ビルディング 6 階	(096)322-5229
大分支所	大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館ビル3階	(097)558-3155
宮崎支所	宮崎市恒久 1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2階	(0985)53-5385
鹿児島支所	鹿児島市与次郎 2-4-35 KSC 鴨池 5 階	(099)213-7250
沖縄支所	那覇市泉崎 2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3階	(098)916-4860
本部	東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階	(03)5608-7560

ナスバ交通事故被害者ホットラインでは、交通事故に起因するお悩みごとに応じて地方公共団体や各種相談機関、損害保険及び紛争処理等の相談窓口を電話紹介しています。

※受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

・ナビダイヤル：0570-000738 (固定電話からは通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。)

・IP 電話からは、03-6853-8002にお電話ください。

(令和5年7月 独立行政法人自動車事故対策機構 被害者援護部)